

## むつ市津波避難計画修正（案）に対するパブリックコメントの結果について

### 1 意見募集期間

令和6年1月29日（月）から令和6年2月27日（火）まで30日間

### 2 意見提出者数及び意見件数

1人の方から11件の意見提出がありました。

#### ■提出状況

提出方法	人数
直接提出	
郵送	
ファックス	
E-mail	
ホームページ	1人
合計	1人

#### ■内容別の件数

項目別	件数
1	3件
3	6件
9	1件
10	1件
	11件

### 3 提出された意見の概要及び意見に対する考え方

#### 1. 津波避難計画の目的等

No.	意見の概要	考え方
1	<p>【1.1 津波避難計画の目的】</p> <p>「四方を・・・ハード面の対策を進めている。」「しかしながら・・・ソフト面での対策を進めている。」「その中で・・・見直しを行った。」「今後も・・・本計画の実効性を高めていく。」と行ってきたこと、これからの取り組みを記しているが、この計画の目的がストレートに伝わりません。</p> <p>平成30年3月制定の現在の計画では、「そこで、今後、発生が想定される津波災害から市民の生命と身体の安全を確保するため、……市民一人ひとりが普段からの備えや主体的で円滑な非難を行うことができるよう津波避難計画を定めるものであります。」と明解です。</p> <p>市民の備え、主体的な避難の取り組みを促すことが目的ですと明解に伝わるように記すべきだと思います。</p>	<p>御意見、誠にありがとうございます。この度の計画修正では、最新の津波浸水想定区域の反映に伴う避難困難地域の増加や、その解消に向けた新たな方針等、大幅な見直しを実施していることから、変更の経緯及び背景に比重を置いた記載としておりましたが、御意見にありますとおり、計画そのものの趣旨・目的を明確化する必要があると判断したことから、記載内容の修正を検討させていただきます。</p>
2	<p>【1.1 津波避難計画の目的】</p> <p>後段で「避難場所及び避難路の指定・・・の津波対策の見直しを行った。」とありますが、避難場所は避難目標地点を指すのですか。指定避難場所、避難所との関係がわかりません。むつ市防災マップ「避難所」「津波」に示されている避難場所・避難所との関係を示してください。</p>	<p>「避難場所」という用語は、市が指定する「指定緊急避難場所」をはじめとする、発災時に緊急に命を守るために避難する場所又は施設の総称であります。一方で、「避難目標地点」は、浸水想定区域の外に最も早く脱出できる目標の地点を指し、まず第一に目指すべき場所であることから、津波避難の意識を醸成するため、当該箇所を「避難目標地点」に修正させていただきます。</p> <p>なお、避難目標地点への到達後は、災害の危機から生命を守るため安全性・機能が考慮されている「指定緊急避難場所」へ移動し、最終的に、避難住民に必要な間滞在させるための施設である「指定避難所」への避難を行う、という関係性（位置付け）となっており、このことは、「3.3 避難目標地点の設定」に追記させていただきます。</p>

<p>3 【1.1 津波避難計画の目的】      続く「今後も市民一人ひとりが普段からの備えや主体的で円滑な避難を行うことができるよう、・・・本計画の実効性を高めていく。」については、課題に対する取り組みが不明です。今回津波浸水想定見直しに伴い、避難困難地域が大きく拡大しました。これに対して今後避難困難地域を解消するための対策に取り組むことが重要であり喫緊の課題であると考えます。このことを明確にしなければ市民の不安は解消されません。</p>	<p>御意見を踏まえ、「3.6.3 避難困難地域に対する対応策」及び「3.7 避難困難地域の設定における留意点」等の見直しを図り、市が自主防災組織や住民等と共同で避難訓練や防災まち歩き等を実施することで、避難経路の確保や、橋梁及び自動車の使用に関する検討を深めていく旨を各項目に明記するとともに、新たに「11 今後の取組」という総まとめの項目を設け、具体的な課題解決の手法について再度強調する構成とさせていただきます。</p> <p>なお、「1.1 避難計画の目的」は、計画の概要を記載する項目であり、本項目での具体的な記載は致しかねますこと、またNo1による修正の結果、記載内容が変更されることとなりますので、御理解賜りたく存じます。</p>
---	--

3. 避難対象地域の指定等

No.	意見の概要	考え方
4	<p>【3.4 避難路、避難経路の指定・設定】          「住民等が避難経路を設定するにあたっては・・・」とあるのは、避難経路は住民が設定するものと思いますが、「避難路」と「避難経路」の言葉の定義を明確にする必要があると思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、避難路及び避難経路それぞれ単独の項目を設け、言葉の定義を明確化いたします。</p>
5	<p>【3.5.5 その他の設定】          (1) 橋梁の通行について          「本計画では安全側の設定として河川を横断する橋梁は通行しない設定とする。」とすることを否定するものではありませんが、他に安全を確保する対策があればそれでいいですが、現状松原町地区は橋梁を通行せずに避難することは不可能です。津波避難ビル・津波避難タワーによる避難が可能となるまで津波到達予想時間46分に十分余裕をもって通行する避難経路を暫定的に一つの案とせざるを得ないと思います。橋梁の耐震信頼性を公開して避難経路の評価が必要と考えます。          また、大畑町新町は大畑川を横断することは選択肢とすることはできないのか、検討事項とする必要はないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「3.6.3 (3) 橋梁の通行や自動車の使用について」及び「11.1.2 避難経路の確保」等を修正・新設の上、ご対応させていただきます。</p> <p>むつ市国土強靱化計画及び青森県橋梁長寿命化修繕計画等の内容に触れ、当市の橋梁耐震化の状況に関することや、関係機関との協力体制の構築により耐震信頼性を含めた情報収集に努めていく旨を追記することで、御指摘の情報公開を含めた今後の施策に繋げてまいりたいと考えております。</p> <p>また、仮に耐震性が担保された場合においても、避難者の集中により円滑な避難の妨げになる可能性があるため、地区ごとに避難経路として使用する橋を事前に検討する等の取組についても追記する予定ですので、前述の内容と合わせ、大畑川を含む市内橋梁を通行しての避難の可否に関する検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

<p>6 【3.6.3 避難困難地域に対する対応策】  (1) 津波避難ビル・タワー等の避難施設の指定・整備  「これらの地区は、橋梁の通行が可能と想定した場合及び自動車による避難を想定した場合の結果において避難可能となる範囲も多く存在する。しかしながら、地震による橋梁や道路の被害及び交通渋滞等を考慮に加えると、避難困難地域内において津波災害時に使用することができる避難先を設けることが対策の1つとして挙げられる。」とあるが、資料3「避難困難箇所図」では橋梁の通行はすべて不可となっており、住民が避難する指針となりません。松原町地区は20,380人の人口を抱え、中高層建築物が少ない地域でどのように対策するのか明確にしてください。  大畑地区も津波避難ビルに指定できる建築物はあるのでしょうか。津波避難タワーあるいは盛土による人工的な高台の整備が急務なのではありませんか。  このことは「市が進めるべき課題」と明記していただきたいと思えます。橋梁の耐震化も対策していると思われるので、個別に信頼度について情報開示し、避難路としての整備（強靱化）周辺建築物の耐震化等の対策を進めてもらいたいと思えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、No3及びNo5の修正を行うことで、橋梁の通行に関して当市が進めるべき課題解決策を明示することといたしますので、御理解を賜りたく存じます。  また、大畑地区を含むむつ市全体において、避難困難地域周辺に津波避難ビルとして指定できる施設は現時点で確認できておらず、避難タワー及び人工的な高台（盛土）を設置できる用地も限られている現状について課題として整理するとともに、その対策の一つとして、先日の住民説明会で用いた「3D都市モデル」も駆使し、これら施設の指定・整備に向けた検討を進めること、また、避難ビル指定に係る既存施設の管理者等との協議・交渉にあたっての留意点等を追記することといたしますので、御理解賜りたく存じます。</p>
<p>7 【3.7 避難困難地域の設定における留意点】  3.7.1 「そのため、避難訓練を行う中で確認・検証し、見直すことが重要である。」主語は誰ですか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「自主防災組織や住民等がむつ市と共同で」避難訓練を実施する旨、追記いたします。  また、頂いた御意見をきっかけに、計画全体を通しての当市の役割に関する記述を再検討し、「3.3 避難目標地点の設定」「3.4.2 避難経路の設定」「3.6.3 避難困難地域に対する対応策」、「9.1.1 避難訓練の実施体制」「10.2.1 避難行動の援助」等において、市は住民等と連携して各種取組を進めることや、住民等が主体となって行うものに対しては必要な助言等を行う等のバックアップ体制を構築することについて追記することといたしました。  貴重な御意見を提供していただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>8 【3.7 避難困難地域の設定における留意点】  3.7.2 「そのため、本計画で示した・・・住民自らが避難目標地点や指定緊急避難場所への避難経路・避難時間を確認することで避難の可否を確認することが重要である。」と、住民自らが主語になっていますが、住民をむつ市が促す仕組みが必要ではありませんか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「住民自らがむつ市と共同で実施する」内容の記述に修正いたします。</p>

<p>9 【3.7 避難困難地域の設定における留意点】</p> <p>3.7.3 「むつ市においてはそういった状況を考慮し、橋梁を通行できる場合や自動車を使用する場合における避難困難地域の設定も行っており、多くの地域で避難困難地域が解消される結果を得ている。」</p> <p>3.6.3についてのコメントに加え、この検証内容を公表してください。また、自動車使用を容認するのであれば容認する条件など明示して住民も参加して地区ごとに検討を必要があるのではありませんか。</p> <p>「以上を踏まえて、考えうるあらゆる避難手段を考慮して、住民における津波からの避難方法の検討を進めていく。」主語はむつ市ですか。</p>	<p>本計画における橋梁及び自動車を使用しない条件につきましては、津波の遡上や橋の崩落、交通渋滞等を考慮した“安全側（悪条件下）”を前提としての設定に基づくものとなっており、橋梁及び車の使用により避難が可能であるという印象を迂闊に与えることは避けたいという考えでございました。しかしながら、頂いた御意見を踏まえ、「あくまで参考値である」と強調した上で、橋梁及び車が使用できる条件下において5分で避難開始した場合、避難困難者が皆無となる結果について追記するとともに、避難行動要支援者等の徒歩による避難が困難な避難者における自動車使用の優先順位を含めた避難方法について、住民参加の下で地区ごとに検討していく内容も盛り込むことといたします。</p> <p>主語に関しましては、No7でも触れました通り、むつ市が住民等とともに検討を進めていく記述に修正いたします。</p>
---	--

9. 避難訓練

No.	意見の概要	考え方
10	<p>「むつ市では・・・市総合防災訓練に含めて訓練を実施するほか、町内会や自主防災組織等における避難訓練についても連携して実施する。」とありますが、重要なのは9.1.1にある「地域ぐるみの実施体制の確立」による訓練を実施することであると思います。この「地域ぐるみの体制」はむつ市がリーダーシップを発揮し支援しなければ実現できないので、そのことを明記していただきたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「むつ市が関係組織と協力し、避難訓練実施体制の確立を推進する」内容の記述に修正いたします。</p>

10. その他の留意点

No.	意見の概要	考え方
11	<p>【10.2 避難行動要支援者の避難対策】</p> <p>10.2.1 留意点</p> <p>(2)避難行動の援助</p> <p>「・・・地域にて自動車等による避難に関するルールを検討する。」検討する主語はむつ市であることを明記してください。</p> <p>全体を通して、主語が明確でない表現が多く、主語を明確化していただきたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「地域とむつ市が連携して検討する」内容の記述に修正いたします。</p> <p>また、避難行動要支援者等の徒歩による避難が困難な避難者における自動車の使用に関して、個々の状況に応じ、優先順位を含めた避難方法について検討することが重要である旨、「3.6.3 避難困難地域に対する対応策」に追記することといたします。</p>